

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フレスコキクチ名取増田店  
名取市増田九丁目140番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
フレスコ株式会社 代表取締役 菊地 盛夫  
福島県相馬市中村字宇多川町17番地
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）歩行者の通行の利便の確保について
    - ・開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口や駐車場内等に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に配慮すること。
    - ・車両出入口付近での接触事故防止のため、歩行者や自転車の視界確保に留意すること。
    - ・搬入車両について、歩行者等との接触事故防止のため、注意喚起表示等に配慮するとともに、搬入業者にも安全運転を徹底するよう周知すること。
    - ・出店計画地の西側に接する道路は、増田小学校、増田中学校の通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時間帯においては、安全確保に努めること。
  - （2）騒音について
    - ・建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入することも検討すること。
    - ・工事車両等の運行にあたっては、不必要な空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図ること。
    - ・利用客の駐車場でアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、関係事業者による商品搬入時における騒音により、近隣住民に迷惑をかけないように、利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底すること。
    - ・店舗近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、生活環境配慮の

観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音軽減に努めること。

- ・騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も同様に適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

### (3) 廃棄物について

- ・事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努めること。
- ・循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めること。
- ・名取市に廃棄物を排出处分する場合は、名取市の排出基準を遵守すること。
- ・廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理を行うこと。
- ・ごみの発生、保管、搬出状況の把握等を担当する責任者の配置について配慮すること。

### (4) その他（防犯）

- ・駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮すること。
- ・盗難防止機器等による万引き防止対策を講じるよう配慮すること。
- ・駐車場内での車上荒らし等が発生しないよう、駐車向きや照明の明るさ等を工夫し、駐車場内での死角が生じないように配慮すること。
- ・警備員等による駐車場や施設内の巡回パトロールの実施等配慮すること。

### (5) その他（青少年健全育成）

- ・青少年の問題行動及び事故発生の防止等を目的に地域住民や関係機関により店内をパトロール巡回する際は、好意的に受け入れを検討すること。
- ・有害図書類の販売については、むやみに青少年の目に触れることのないよう配置場所等に留意すること。
- ・万引き等、少年非行の温床とならないよう対策すること。

## 4 地域住民等の意見の概要

なし

## 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

## 6 縦覧期間

令和3年7月21日から令和3年8月23日まで（ただし、閉庁日を除く。）